

第9-12表 社会保険料率の労使負担割合（2009年）

Table 9-12: Employer-employee social insurance contribution rates, 2009

		(%)					
国 Country	年金 Pension	医療 Medical care	介護 Nursing care	雇用 Employment	その他 Others	計 Total	
日本 JPN	15.704 ¹⁾	8.15 ²⁾ ～8.26	1.19 ²⁾	1.1 ³⁾	なし		
労 / employee	労使折半			0.4		4)	
使 / employer				0.7			
アメリカ USA	12.4	2.9 ⁵⁾		2.24 ⁶⁾			
労 / employee	労使折半					7.65	
使 / employer				2.24 ⁶⁾		9.89	
イギリス GBR	23.8	税負担の ため なし		国民保険 制度に統 合	なし		
労 / employee	11.0 ⁷⁾					11.0	
使 / employer	12.8					12.8	
ドイツ DEU	19.9	14.9 ⁸⁾	1.95	3.0 ⁹⁾			
労 / employee	労使折半		7.9	労使折半		20.325	
使 / employer			7.0			19.425	
フランス FRA (民間部門の場合)	老齢保険				家族 手当 ¹²⁾	住宅支 援基金 への 拠出	
	16.65	13.85		6.40			
労 / employee	6.65 ¹⁰⁾	0.1 ¹¹⁾	0.75 ¹¹⁾	2.40		9.90	
使 / employer	8.3 ¹⁰⁾	1.6 ¹¹⁾	13.1 ¹¹⁾	4.00	5.4	32.50	

資料出所 日本:厚生労働省及び日本年金機構ホームページ

アメリカ:社会保障庁及び連邦労働省ホームページ

イギリス:歳入関税庁ホームページ

ドイツ:連邦労働社会省ホームページ

フランス:社会保障家族手当保険料徴収連合(URSSAF)ホームページ(2010年1月現在)

- (注) 1) 厚生年金の一般被保険者の保険料率。
 2) 全国健康保険協会(旧政府管掌健康保険)の保険料率。医療保険料率は2009年9月分から都道府県ごとに異なる。
 3) 日本の雇用保険料率の詳しい説明については「第4-8表 失業保険制度」(p.154)の財源の項を参照。
 4) 医療保険料率が8.15の場合は労:12.922, 使:13.222, 8.26の場合は労:12.977, 使:13.277となる。
 5) メディケアパートAを指す。
 6) 州別失業保険税を含む平均値(2008年のデータによる)。
 7) 週110～844ポンドの所得に対する保険料率。これを超える所得に対しては、1.0%の保険料がかかる。
 8) 医療保険料率は、2009年1月1日より3.0%に引下げ、これに加えて18か月間に限り2.8%まで引下げる時限措置が講じられる。
 9) 雇用保険料率は2009年1月1日より3.0%に引下げ、これに加えて18か月間に限り2.8%まで引下げる時限措置が講じられる。
 10) 33,276ユーロ/年までの給与に対する割合。このほかに寡婦保険0.1%があるがこれは本人負担。
 11) 対全給与。
 12) フランスの家族手当には、児童手当のみならず出産手当、育児休業手当に相当するものまで含んでいるため、その他に計上。